

(以下「甲」と称す)とシブヤEDI株式会社(以下「乙」と称す)とは
職業安定法に基づく求職者紹介に関する事項に関して、次の通り基本事項を定める。

第1条(求職者紹介)

乙は甲に対し、職業安定法に定める業務に関し、求職者の紹介に関する業務を行う。

②乙は甲より個別に求人の依頼、相談を受けたときは直ちにこれに応ずるとともに、甲に対し乙の指定する登録票等にて求職者の紹介を行うものとする。

③甲は、乙が紹介した求職者の面談履歴および採否等、速やかに乙宛に連絡をとるものとする。

甲が乙から提示された登録票等は、採用を行わなかった場合、速やかに乙に返還または甲の責任にて破棄を行うものとする。

④求職者の採用を行う場合、甲は乙を通して採用者宛に乙の指定する採用通知書を速やかに提出するものとする。

第2条(身元保証等)

乙は乙の紹介する求職者につき、身元保証等はこれを一切行わない。

第3条(紹介料金)

甲は乙が紹介する求職者を採用した場合、採用決定時年収の 50 %の紹介料金とその消費税額を加えた額を支払うものとする。

②前項の紹介料金を適用しない場合は、甲乙間で別に覚書を交わすものとする。

③採用決定時の年収とは契約時の年収予定額とし賞与を含むものとする。ただし定期昇給等が行われる場合、その額を含んだその見込み額とする。

④甲は採用決定者の入社日(試用期間を含む)から30日以内に、乙指定の金融機関口座に、上記料金を振り込むものとする。なお送金手数料は、甲が負担するものとする。

第4条(採用決定者の退職等)

乙は甲に対して紹介した採用決定者が、入社日から3ヶ月以内に、採用決定者の自己都合により退職、過失等による懲戒解雇となった場合は、次のとおり第3条で定めるところの紹介料金を返還する。ただし、雇用者の責による解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が相当と推察される事由の場合には、返還の適用を除外するものとする。

1ヶ月以内の場合、料金の50%

3ヶ月以内の場合、料金の30%

第5条(採用決定後の損害賠償)

求職者が、甲に雇い入れられた入社日以降、その業務に関し甲および第三者に対して発生したいかなる損害についても、乙は一切責任を負わないものとする。